［条を削る。］

第二節　施設等機関

第一款　刑務所、少年刑務所及び拘置所

第十九条　［略］

第二款　少年院及び少年鑑別所

第二十条　［略］

第三款　婦人補導院

第二十一条　［略］

［款を削る。］

［条を削る。］

第四款　法務総合研究所

第二十二条　［略］

第五款　矯正研修所

第二十三条　［略］

第三節　地方支分部局

第一款　矯正管区

第二十四条　［略］

第二款　法務局及び地方法務局

第二十五条　［略］

［款を削る。］

［条を削る。］

第三款　保護観察所

第二十六条　［略］

第二章　外局

第一節　出入国在留管理庁

第一款　内部部局

（情報システム管理室）

第二十七条　総務課に、情報システム管理室を置く。

2　情報システム管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　出入国在留管理庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

二　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の五十の規定による通知に関すること。

3　情報システム管理室に、室長を置く。

3　在留管理業務室に、室長を置く。

4　審査指導官は、命を受けて、入国在留課の所掌事務のうち特定事項に係るものを指導し、監督する事務をつかさどる。

（警備指導官）

第二十一条　警備課に、警備指導官一人を置く。

2　警備指導官は、命を受けて、警備課の所掌事務のうち特定事項に係るものを指導し、監督する事務をつかさどる。

（出入国管理情報企画官）

第二十二条　入国管理局に、出入国管理情報企画官一人を置く。

2　出入国管理情報企画官は、命を受けて、出入国管理情報官のつかさどる職務のうち出入国の管理に関する情報の収集、整理及び分析に関する特定事項に係るものの企画及び立案を助ける。

第二節　［同上］

第一款　［同上］

第二十三条　［同上］

第二款　［同上］

第二十四条　［同上］

第三款　［同上］

第二十五条　［同上］

第四款　入国者収容所

第二十六条　入国者収容所については、入国者収容所組織規則（平成十三年法務省令第六号）の定めるところによる。

第五款　［同上］

第二十七条　［同上］

第六款　［同上］

第二十八条　［同上］

第三節　［同上］

第一款　［同上］

第二十九条　［同上］

第二款　［同上］

第三十条　［同上］

第三款　地方入国管理局

第三十一条　地方入国管理局については、地方入国管理局組織規則（平成十三年法務省令第十三号）の定めるところによる。

第四款　［同上］

第三十二条　［同上］

第二章　公安調査庁

［節を加える。］

［款を加える。］

［条を加える。］